

2020-2021年度 活動方針

はじめに

30年間続いた平成の時代から令和の時代に変わりました。しかし、新たな時代は始まったものの、平成に起きた多くの自然災害によって失われた尊い命と教訓を忘れてはなりません。その一つに、東日本大震災があり、発生から8年半が経過し被災地における生活基盤の再建や雇用環境の整備は今もなお十分ではなく、復興の道のりはまだ遠い現状にあります。また、近年多発する自然災害についても、長期的かつ、きめ細やかな支援が必要であり、今後も必要に応じた支援活動を継続していきたいと考えております。

2019年は亥年選挙といわれ、統一地方自治体選挙と参議院議員選挙が行われたために、統一地方自治体選挙の結果が参議院議員選挙の試金石と位置付けられていました。そのような中、連合静岡は働く者・生活者の立場に立った政治勢力を拡大し、「働くことを軸とする安心社会の実現」に向けた極めて重要な闘いと位置づけ、今次統一地方自治体選挙に臨みましたが、投票率の減少に加え組織のみでの対応にも限界が見え始め、大変厳しい闘いとなりました。

また、7月に施行された参議院議員選挙においては、昨年5月に開催した第313回執行委員会にて、全国に先駆け、静岡県選挙区候補者の推薦決定をしたものの、その後の野党内での調整が無い中で大変厳しい闘いとなりましたが、連合静岡構成組織をはじめ地域協議会のみなさんの懸命なご尽力によって、4期目の当選を果たすことができました。

他方、比例区においては、連合組織内候補者10名全員の必勝を目指し取組んだものの、大変厳しい結果となりました。

すべての働く者・生活者のための政策・制度を実現するためには、政治が果たすべき役割が大きいことは言うまでもありません。今次、行われた統一地方自治体選挙ならびに参議院議員選挙に伴う点検・総括については、来たる選挙戦に備え組織内でしっかりと行っていく必要があります。そして、選挙は有権者が自ら日本の将来を選択する重要な機会であるにも関わらず、今回の選挙でも投票率は低位を脱することはなく、さらには地方議員のなり手不足といったことに対しても、議論を深めていかなければなりません。

連合静岡は本年、結成30周年を迎えます。私たちの働き方も働き方改革推進法の制定により、新たな時代とともに新しい働き方への歴史が始まりました。他方、経済・社会の現状をみますと、日本経済は景気回復基調が続いてきましたが、昨年末頃から陰りが見え始めています。また、雇用情勢も数字の上では改善が続いていますが、労働分配率は低下を続け、個人消費は伸び悩んでおり、多くの働く者、生活者が景気回復を十分に実感するまでには至っていません。その背景には、所得格差の拡大や深刻さを増す少子高齢化が、経済・社会保障・財政の持続可能性に影を落とし、国民の将来不安につながっていることがあげられます。

これらの目下の課題を克服し、経済を自立的かつ持続的に成長させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセントワークの確立や分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現が欠かせません。加えて、全世代支援型の社会保障制度のさらなる構築、すべての子どもの教育機会の保証をはじめ、働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が必要不可欠であります。

さらには、誰一人取り残されることのない社会の実現には、男女平等参画をはじめとして、

多様性が尊重される職場・社会の実現に向けた取り組みが重要であります。すべての人の人権を尊重し、性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが平等・対等で、多様性を認め合うことのできる「真の多様性」と「フェアワーク」の実現に向け、連合が先頭に立って取組んでいかなければなりません。

そのためには、連合静岡の活動の担い手は、構成組織・単組・地域協議会など連合静岡に集う全ての組合員であり、「地域に根差した顔の見える労働運動」の旗のもと、それぞれが役割を理解し主体的に活動することで、はじめて力強い運動を展開することができます。

また、組合のない職場で働く方々にも、連合静岡の活動への共感を広め、世論を形成することで、社会を変える力を生み出すことが重要となります。

結成30年という節目を迎えるにあたり、今後急速に進む人口減少、超少子高齢化やAI、IOT等の技術革新の発展など、大きな社会変化をもたらす様々な社会課題を乗り越えていくために、今年度も活動の原点を見失うことなく、現場目線を忘れずに構成組織・単組・地域協議会・事業団体と連携・協力しながら、働く者のための活動を進めていきます。

I. 政治・政策機能

私たち連合が求める「働くことを軸とする安心社会」の実現にあたっては、地方連合会における各地域の実情を捉えた政策制度実現に向けた取組みが求められています。また、雇用・労働環境が目まぐるしく変化する中において、適正なワークルールを構築していくことも重要な役割です。

連合静岡は、連合本部や連合東海ブロックが進める政策実現に積極的に参画すると共に、構成組織や地域協議会と連携し、働く者・生活者の立場からの様々な政策が地方行政へ反映されるよう活動してまいります。

また、政策実現にあたっては、各級議会の政治の場を通しての活動が必要となるため、私たちの政策を理解し行動を共にできる議員を1人でも多く各級議会へ送り出すよう政治勢力の拡大に努めてまいります。

1. 政策・制度実現への取組み

項目	具体的な取り組み
行政要請	<ul style="list-style-type: none"> ○働く者・生活者の立場からの様々な政策が地方行政へ反映されるよう、政策委員会を中心に要請項目の検討を行い、執行委員会で理解を深める。 ○要請項目の実現に向け、県知事への要請および関係部局との意見交換を行う。 ○要請項目の実現に向け、政令市長への要請を行う。
社会・地域 産業政策	<p>【地域政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県議会会派「ふじのくに県民クラブ」との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・対県要請など連合静岡およびふじのくに県民クラブの取組みが歩調を合わせたものとなるよう、定期的に意見交換を実施する。 ・県議会定例会の代表（一般）質問に、連合静岡の政策に関する事項が反映されるよう、定期的に意見交換を実施する。 ・早急な対応を必要とする政策項目については、連携し速やかな対応を図る。 ○地域協議会および推薦・支持議員、関係団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・連合静岡、地域協議会、推薦・支持議員、関係団体と連携し、地協および市町議員からの対県要請への意見集約、市町への要請に向けた地域協議会等と推薦・支持議員との認識合わせなど、地域政策の実現に向けた取り組みの検討を行う。 ○連合独自もしくは地域・地区労福協との連携による市町行政への政策要請を実施する。 ○専門委員会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・各専門委員会が扱う地方行政における個別課題の推進に向け、政策委員会および推薦・支持議員との連携を強化する。 <p>【社会政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連合本部の政策実現の取組み活動を進めるとともに、必要に応じて政策学習会を開催する。 <p>【産業政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○構成組織から提起される課題については、問題認識を十分に理解・把握し、必要に応じて政策を立案するなど、連携した取り組みを検討する。
経営者団体等 と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県経営者協会や関係団体と共通の政策課題について、懇談や要請を通じ政策実現に向けて連携を図っていく。また、必要に応じて行政への要請を行う。

2. 労働政策

項目	具体的な取組み
労働法に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内に対し、改正される労働法に関する周知ならびに支援活動の一環として集合形式や訪問による学習会を計画する。 ・地域の組織外の職場において法令順守が確保されるよう、社会運動や各種要請行動を通じて改正労働法の周知を行う。 ・法改正や労働法改悪など社会的な動きがあった時には、政策制度実現に向けて共に活動している推薦・支持議員に周知し、世論喚起に向けた取り組みの連携をしていく。
時間を大切にす県 No.1 静岡県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方見直し（WLB）学習会の実施 認定コンサルタントを中心に構成組織・地協など連合静岡内の組織に対する学習会を働き掛ける。 ○地域政策への反映 県・市町に対する行政要望として「働き方見直しの必要性」の発信を要請する方向で検討を進める。 ○外部機関との連携 行政並びに経営者団体等と「長時間労働是正に向けた共同宣言」ができるよう取組みを推進する。

3. 政治活動

項目	具体的な取組み
政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ○政治活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・連合静岡の政治活動は、「政治センター」が中心となり、連合推薦首長・議員との連携強化および更なる勢力拡大など、政治活動全般の課題整理・解決に向けた取組みを行う。 ・連携する議員の勢力拡大に向けては、「連合静岡政治連盟」とともにその活動に積極的に参加していく。 ○政治活動への意識向上 <ul style="list-style-type: none"> ・組合員の政治意識の醸成に向けては、構成組織・地域協議会の活動を支援する。とりわけ、組織（単組）組合員の日常的な政治活動への参画意識の向上に重点を置き、組織全体の活動として取組む。 ○推薦・支持議員との連携等 <ul style="list-style-type: none"> ・議員団会議を県、ブロック、地域協議会に設置し、各級段階において連合静岡、構成組織、地域協議会と推薦・支持議員および議員相互の連携を強化する。 ・推薦・支持議員に対し、構成組織および地域協議会の活動への参加要請など日常からの活動を推進していくとともに、各級議員と組合員との意見交換会を実施し距離感を縮め、関係性を強化する。 ・国政政党の枠にとらわれず、国・県・市町議員の連携を図るための定例会の設置を目指す。当面は、現在の国民民主党県連との定例会を継続開催するとともに、立憲民主党県連との連携についても検討していく。 ○コンプライアンス遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法および政治資金規正法を遵守した活動を行う。 ・必要に応じて学習会を開催する。

項目	具体的な取組み
政治勢力 拡大	<p>○次期衆議院選挙に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第48回衆議院議員選挙に向け、国政政党との連携と地域における候補者一本化も含めた協力体制を構築する。連合静岡の体制整備などの諸準備を進めるとともに、候補者の推薦については、政策実現に向けた人物評価を主として、既成政党県連との連携を強化していく。 <p>○地方議会および首長選挙に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方議会における組織内候補の擁立などの勢力拡大に向けた課題に向けては、日常の連携をもとに評価できる基準の整備を検討していく。併せて連合本部の検討状況を踏まえ、必要な対応を図る。 ・勢力拡大と地域基盤の強化に向けて、連合静岡、推薦議員（県・市・町）で構成する「政治活動向上ワーキングチーム」を設置し、議員活動の活性化と戦略立案などを行う。 ・各級地方議会・首長選挙で、全推薦候補者の必勝に向け、地域協議会および構成組織と連携し取り組む。

【2019年10月～2021年10月の自治体首長・議員選挙一覧】

任期満了日	首長・自治体選挙予定	*推薦の有無	対象地協
2020年02月10日	御殿場市議会議員選挙	◎	沼駿三田
2020年03月09日	森町長選挙		中遠
2020年04月17日	御前崎市長選挙	◎	東遠
	御前崎市議会議員選挙		東遠
2020年04月24日	伊豆市長選挙		沼駿三田
2020年06月19日	藤枝市長選挙	◎	志太榛原
2020年07月04日	下田市長選挙		伊豆
2020年10月31日	伊豆市議会議員選挙	◎	沼駿三田
2020年12月05日	湖西市長選挙		湖西
2020年12月23日	焼津市長選挙		志太榛原
2021年01月29日	菊川市長選挙	◎	東遠
	菊川市議会議員選挙	◎	東遠
2021年02月06日	御殿場市長選挙	◎	沼駿三田
2021年03月31日	静岡市議会議員選挙	◎	静岡
2021年04月23日	磐田市長選挙	◎	中遠
	磐田市議会議員選挙	◎	中遠
	伊豆の国市長選挙	◎	沼駿三田
	伊豆の国市議会議員選挙	◎	沼駿三田
	掛川市長選挙	◎	東遠
	掛川市議会議員選挙	◎	東遠
	袋井市長選挙	◎	中遠
	袋井市議会議員選挙	◎	中遠
	西伊豆町長選挙		伊豆
	西伊豆町議会議員選挙		伊豆
	森町議会議員選挙	◎	中遠
2021年05月14日	南伊豆町長選挙		伊豆
2021年05月28日	伊東市長選挙		伊豆

任期満了日	首長・自治体選挙予定	*推薦の有無	対象地協
	島田市長選挙		志太榛原
	島田市議会議員選挙	◎	志太榛原
2021年07月04日	静岡県知事選挙	◎	—
2021年09月22日	長泉町議会議員選挙	◎	沼駿三田
2021年10月09日	長泉町長選挙	◎	沼駿三田
2021年10月15日	川根本町長選挙		志太榛原
	川根本町議会議員選挙		志太榛原
2021年10月29日	牧之原市長選挙	◎	志太榛原
	牧之原市議会議員選挙		志太榛原

※2019年9月30日現在の推薦の有無になります。

II. 組織対策機能

労働者や企業を取り巻く環境が目まぐるしく変化している中、労働相談ダイヤルに寄せられる県内労働者の実態は、職場においてワークルールが守られないばかりでなく、格差の拡大や貧困に苦しむ状況にあります。

組織対策機能のそれぞれの運動は、これらの不条理に立ち向かい解決することを基軸に据えた上で、常に現場に目を向け・足を運び・手間をかけて推進すると共に、構成組織や地協と対話を重ねた上での連携を深めることで、実効性があり持続可能性の高いものを目指します。

また運動を推し進めていく上で、多様化する環境の変化にも必要に応じて柔軟に対応していくことにより、運動の社会的影響力と波及効果も高めていきます。

1. 男女共同参画をはじめとした真の多様性が根付く職場・社会の実現に向けた取り組み

働き方や働くうえでの困難さが多様化している今、誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現のためには、性別・年齢・国籍・障がいの有無や就労形態にかかわらず、誰もが多様性を認め、互いに支えあうことが必要です。連合静岡がこれまで取り組んできた男女共同参画をはじめ、*1「真の多様性」をベースに誰もがやりがいを持って働くことのできる職場・社会（*2 フェアワークの実現）をめざします。

連合静岡第2次男女共同参画推進計画「アクションプラン静岡」は、2020年9月に期限を迎えます。この間の成果と残された課題を整理して2020年10月以降の取り組みにつなげてまいります。また「働き方見直し」の取り組みは、2015年より「時間を大切にする県 No.1！静岡県」を掲げ加盟組織を対象に3ケ年計画で意識啓発を進めてまいりました。2019年4月の働き方改革関連法の施行を受け、その役割を労働政策局へ移管します。今後は政策制度実現の取り組みと併せ、労働関連法周知の活動を中心に行ってまいります。

*1 真の多様性

すべての人の人権を尊重し、性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが平等・対等で、多様性を認め合うこと。

*2 フェアワーク

「真の多様性」を満たし、不合理な格差がなく、公正・公平な働き方のこと。

項目	具体的な取組み
<p>第2次男女共同参画推進計画「アクションプラン静岡」達成に向けた取組み</p>	<p>連合静岡 第2次男女共同参画推進計画「アクションプラン静岡」は、2020年9月の期限に向けて「数値目標」および「行動目標」達成に向けた取組みを実施する。</p> <p>【3つの数値目標】</p> <p>①男女共同参画推進について運動方針へ明記している組織 100%</p> <p>②女性組合役員選出組織 100%</p> <p>③機関会議の女性組合員参画率 30%</p> <p>○「数値目標」の達成進捗状況の把握</p> <p>1) 構成組織を対象とした取組み 毎年6月に「男女共同参画状況調査」（全加盟組織対象）を実施し、数値について経年変化の分析と検証を行なう。数値以外の部分については、推進計画を効果的に進めるためのアプローチに活用する。</p> <p>2) 地域協議会を対象とした取組み これまでに実施したヒヤリング活動をふまえ、地協における男女共同参画を推進する。まずは定期大会代議員の女性比率について調査を実施し、現状把握をしたうえで地協ごとに女性組合員参画拡大のための方策について検討を始める。</p> <p>【3つの行動目標】</p> <p>① ディーセントワークの実現と女性の活躍推進</p> <p>② 仕事と生活の調和</p> <p>③ 多様な仲間の結集と労働運動の活性化</p> <p>○「行動目標」に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アクションプラン静岡」の進捗・達成状況等を確認するため年に1回オルグ活動を行う。（構成組織・地協対象） ・毎年6月の男女平等月間にあわせ、トップリーダーの意識啓発を目的とした「男女共同参画セミナー」を開催する。（連合静岡執行委員、構成組織代表者、地協代表者対象） <p>「アクションプラン静岡」に続く2020年10月以降の取組みについては、連合本部の方針や本部の「第4次男女平等推進計画」に続く取組みを注視しつつ、準拠した取組みを行う。</p>
<p>男女共同参画推進委員会の開催</p>	<p>年間計画に基づき年6回の推進委員会を開催する。</p> <p>特に「アクションプラン静岡」について、この間の成果と残された課題を整理する。2020年9月までは、「アクションプラン静岡」で掲げた3つの目標を具現化するため、推進委員会メンバーの勉強会や学習会メニューの提供など 構成組織および地協に対する情報発信を行なう。並行して、連合静岡がめざす誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現のため、男女共同参画推進を切り口とした「真の多様性」を満たすフェアワークを提案する。</p>

項目	具体的な取組み
<p>労働組合への女性の参画促進</p>	<p>① 労働組合への女性の参画促進 積極的に女性の労働組合参画を促すことを目的に年に2回女性組合員を対象とした行事を開催する。開催前には実行委員会を設置し、連合静岡女性執行委員が実行委員を担う。</p> <p>○『女性リーダー情報交換会』の開催(9月) 対象：加盟組織(単組)における女性執行委員、職場委員、女性委員会や女性フォーラムなど、女性の活動を担っている方 目的：女性のネットワークづくりおよび女性特有課題の共有化 自組織ですぐに活用できるツールや学習会の提供</p> <p>○『3.8女性セミナー』の開催(3月) 対象：加盟組織(単組)における女性執行委員、職場委員、女性委員会や女性フォーラムなど、女性の活動を担っている方および一般組合員 目的：3.8国際女性デー学習会 女性のネットワークづくりおよび女性特有課題の共有化 女性の労働組合活動への参画促進</p> <p>② 女性組合役員の育成 構成組織や単組とは役割を住み分け、要望に応じて連合静岡のスケールメリットを活かした学習会を実施する。</p> <p>○政治局と連携をした取組み 各級議員との意見交換やNPO団体との連携も視野に、政策や地域課題に取り組む機会を提供する。</p> <p>○連合静岡 執行委員(女性代表)の活動サポート 要望に応じて学習会を実施するなど各種情報提供を中心に、女性組合役員として活動の幅を拡げていただくためのサポートを行う。</p>
<p>政策への展開</p>	<p>連合静岡が毎年実施する県要請の中で男女共同参画に関する項目について意見反映を目指し、政策制度の観点からもアプローチを行なう。</p> <p>○政策委員会への参画 年6回の政策委員会の中で積極的に意見反映を行なう。</p> <p>○連合静岡が推薦・支持する議員との連携 県要望への政策提案および市町における政策推進に向けて、意見交換を開催し、各行政における課題や取組みの共有化を図る。</p> <p>○男女共同参画に関連する審議会の審議会メンバーとの連携 審議会の中で労働者代表としての意見反映を行なえるよう関連する項目について情報提供する。また審議内容の提供を受け、委員会の中で共有する。</p>

項目	具体的な取組み
連合本部・東海ブロックの取組み	<p>連合本部の取組みとして、毎年6月に実施される男女平等月間の取組みを展開する。また連合中央女性集会や連合東海ブロック女性会議に参画し、女性特有の課題や労働組合への女性参画について情報収集を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○静岡労働局 雇用環境・均等室への要請行動実施 「働く女性の活躍推進を促進するための要請書」 ○全国一斉集中「女性のための労働相談ホットライン」開設 連合本部の指定日にあわせ、女性相談員による女性のための労働相談を実施する。女性相談員として、連合静岡女性執行委員および男女共同参画推進委員会の女性メンバーが担当する。 ○中央女性集会および東海ブロック女性会議への参画 いずれも年1回
行政機関・NPOとの連携	<p>静岡県男女共同参画局 あざれあなどの行政機関や子育て支援、女性の活躍推進等を進めるNPO法人との情報交換を行ない、時事テーマや現場目線を委員会の活動や各種取組みに取り込む。</p>

2. 組織拡大・組織対策の取組み

2010年度に策定した「連合静岡組織拡大アクションプラン」を継続して推進し、連合本部における「1000万連合実現に向けた今後の対応について」を受け、以下の項目について組織拡大委員会での議論を重ねながら構成組織と連携して実践していきます。

(1) 組織拡大に向けて

項目	具体的な取組み
未組織企業の組織化	<p>連合静岡</p> <ul style="list-style-type: none"> [組織拡大アドバイザーの活動] <ul style="list-style-type: none"> ・未組織企業への訪問を重ねつつ、労働相談などから従業員との接点を作り、良好な労使関係を築ける組織拡大を目指す。 ・具体的な組織拡大案件については、「連合静岡組織化活動アドバイザー会議」において中央アドバイザーからのアドバイスを受け、組織拡大の推進とともにアドバイザーとしてのスキルアップを目指す。 [労働相談活動] <ul style="list-style-type: none"> ・常に組織拡大を意識して労働相談の対応を行い、組織拡大につながる案件に関しては、構成組織担当者と情報の共有を図る。 [構成組織との連携] <ul style="list-style-type: none"> ・「1000万連合」実現のため、組織拡大担当者の登録、ならびに組織拡大目標と実績を共有し、その連携を深めるために構成組織へのオルグを実施する。 ・「連合静岡組織拡大プロジェクト会議」において、構成組織(登録制)の組織拡大ターゲットへの戦略ならびに戦術を、構成組織間の横断的な情報交換の中で推進し高めていく。 [連合静岡ユニオン] <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は後述する。

項目	具体的な取組み	
	構成組織	<p>[関連企業の組織拡大]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成組織は加盟単組の関連企業を把握し、該当単組と連携して関連企業の組織拡大を推進する。 <p>[産業内の未組織企業へのアプローチ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成組織は、企業情報や労働相談情報を的確に捉えた上で、未組織企業を組織拡大ターゲットに設定し積極的かつ具体的なアプローチを行う。 <p>[連合静岡との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成組織は、「1000万連合」実現のため、連合静岡に組織拡大担当者を登録するとともに、組織拡大目標と実績を報告する。 ・構成組織は、「連合静岡組織拡大プロジェクト会議」に積極的に参画し、組織拡大ターゲットに対する戦略ならびに戦術を推し進め、組織拡大の具体的な成果を上げる。
組織内非組合員へのアプローチ	連合静岡	<p>[実態把握]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート(アルバイト)、再雇用者、管理職など、単組における非組合員の内、労働組合法の適用を受ける労働者について実態把握を実施する。 <p>[構成組織との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握を実施した上で、構成組織の単組へのアプローチを支援する。
	構成組織	<p>[単組へのアプローチ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力人口の減少と相まって、組合員数の減少が続いている中、企業の人材確保も踏まえた取組みの必要性を理解浸透させ、非組合員の組織拡大を推進する。

(2) 組織対策の取組み

加盟組合が企業危機など不測の事態に陥った時、構成組織と連携して支援の強化を図る。

3. 適正な労働条件の維持・改善に向けた取組み

2020年4月から施行(中小企業は2021年)される「同一労働同一賃金」のほか、さまざまな労働法改正が進む状況を鑑み、企業防衛の観点からも、適切な労使協議や労使交渉にむけた労働組合の取組みが欠かせません。均衡・均等処遇が社会的に注目される中、労働組合の範囲にとらわれず、積極的にあまねく労働者の声に耳を傾け、適正な労働条件を確保していくための支援活動に取り組みます。

項目	具体的な取組み
適正な労働条件の維持・改善に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・個別賃金実態調査に基づく『組合員20万人の賃金地図を作ろう』運動については、非正規労働者の支援強化として非正規組合員のデータ集約に取り組む。 ・2020年4月(中小は2021年)から施行される「同一労働同一賃金」を踏まえ、街頭行動を通じた未組織労働者への周知活動のほか、加盟組織や地域協議会を対象とした学習会を行なう。 ・さまざまな労働法改正に伴う労使のチェックポイントを整理し、必要な注意喚起に努める。

4. 未組織労働者対策の強化

労働相談は、未組織労働者と私たちを繋ぐ重要な活動です。相談者を救済することはもとより、組織化やネットワーク作りならびに政策提言のきっかけにもなります。そのことを踏まえた上で、未組織労働者対策に関して以下の取り組みを強化します。

(1) 労働相談ダイヤル

項目	具体的な取組み
広報宣伝活動	<ul style="list-style-type: none"> ○労働相談ダイヤル街宣 <ul style="list-style-type: none"> ・月1回リレー形式の駅頭街宣には、各地域協議会・執行委員の参加をいただきながら継続実施する。なお地協判断による実施場所の追加については地協に委ねる。 ○ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ・連合静岡ホームページにある相談コンテンツを相談者が利用しやすいよう改善を図る。
キャンペーン活動	<ul style="list-style-type: none"> ・連合本部の方針に合わせて、秋は最低賃金、春は春闘関係を中心にキャンペーンを実施する。 ・キャンペーンに合わせて、新聞折込広告、静岡新聞のアポフコーナーで効果的な広報活動を図る。 ・ホームページを活用してキャンペーンの周知を図る ・地域協議会を通じた各労組の活動参画については、その本来の目的に沿った活動を検討していく。
相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上（OJT(連合静岡ユニオンを通じた個別紛争への積極的参画)・行政や本部研修への参加)に継続して取り組む。 ・3地区で開催される県の労働法セミナーには積極的に参加する。 ・相談キャンペーンに伴い、地協役員への相談対応研修を行う。
ライフサポートセンターしずおかとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の相談対応の連携ならびに広報宣伝活動における連携については継続して行う。

(2) 連合静岡ユニオン

項目	具体的な取組み
組織	<ul style="list-style-type: none"> ○各支部による組合員管理を徹底する（組合員の現状把握） ○個人と組織の双方が加入できるような体制変更を検討する。
各種会議	<ul style="list-style-type: none"> ○定期大会において、組合員間の交流を図る ○執行委員会において、各支部の取組み報告と課題・情報を共有する。
各種活動	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員の個別労使紛争の解決に向けた支援を行う。 ○組合結成(分会)準備について支援する。
広報宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ○連合静岡公式ホームページやチラシ・街頭宣伝など、連合静岡の宣伝活動と連携して展開する。

(3) 連合静岡メイト（「非正規労働センター」機能を含む）

連合静岡メイトは、「同じ悩みを持つ人とつながりあえる」場として、また、「情報を共有し合う」ことを通じて労働者と連合静岡のコミュニティの役割を果たしてきました。この役割は継続しつつ、多様な未組織労働者が抱える働く悩みや、潜在するニーズを意識した運営の活性化を図ります。とりわけパート社員や嘱託社員といった非正規雇用労働者に重点をおいたりニューアルを実施し、このことにより「非正規労働センター」の機能を包含させます。

項目	具体的な取組み
つながり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○会員制の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・会員制は継続し(会員証の発行)、連合静岡からの各種アプローチを図る ○各種情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・LW マガジンの送付 ・労働法改正などの情報発信 ○アンケート調査の実施検討 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金など各種労働条件や労務環境の調査を検討
労働相談	<ul style="list-style-type: none"> ・連合静岡への労働相談から入会への誘引を図る ・会員に対して相談しやすい環境を整える ・組織化につながる案件に関しては、組織拡大・対策局と連携をして組織化対策として進める ・非正規雇用労働者を対象にしたキャンペーンを検討
広報宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・連合静岡の広報宣伝活動と連携して展開する（リニューアルの周知など）
事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・リニューアルに伴い、会員管理や会員サービスなどの運営に関して抜本的な見直しを行う

5. 県内全ての労働者に係わる生活改善の取組み

(1) 最低賃金の取組み

最低賃金法の目的(※1)を踏まえ、地域における賃金の低廉な労働者の処遇改善を進めるための審議会対策と、地域の利用者や未組織労働者への周知活動を通じて安心して働く事ができる静岡県を意識した取組みを行う。

※1 最低賃金法

(目的) 第1条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

項目	具体的な取組み
地域別最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別最低賃金の改正にあたっては、事務局が中心となり、最低賃金法に定められた決定基準である、地域の賃金相場・生計費、及び通常の事業における支払い能力を照らしつつ、静岡県において健康で文化的な生活ができるワーキングプア解消に向けた水準を目指す。 ・未組織労働者におけるセーフティーネットとしての役割を果たすべく、東海ブロック各県とも情報共有し、使命感をもった審議会対策に取り組む。 ・時々の状況を鑑み、経営者団体や労働局との調整を行なう。 ・改正額の周知にあたり、チラシの展開や街宣活動を行なう。

項目	具体的な取組み
特定（産業別） 最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定（産業別）最低賃金の改正手続きに必要な「意向表明」「必要書類集の集約」、労働局への「申し出」にあたっては、当該産別の方針に基づいて実施し、企業内最低賃金協定の締結割合の拡大を図る。また、当該産別との連携により、地域の未組織企業に対しても理解活動に取組み、「必要書類」の集約率の向上に努める。 ・ 金額の改正審議にあたっては、当該産別の方針に基づいて事前準備を行い、産業毎に抱える課題を踏まえ、改正に向けた審議の進め方や将来の方向性については、専門委員会を通じて共有を図る。 ・ 新設（括りの変更含む）の可能性について当該産別と連携して研究する。

(2) 中小労組・未組織労働者への支援

中小労働委員会において、取組み内容を協議し、構成産別と連携しつつ中小労組への支援強化はもとより、労働組合の無い未組織労働者への波及効果を狙った活動を進めます。

① 春季生活闘争・地域ミニマム運動の取組み（総合生活改善の取組み）

賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」で「経済の自律的成長」を目指すために、「大手追従・準拠などの構造を転換する運動」を前進させ、適正な付加価値配分に資する公正取引の実現に向けた取り組みを継続します。

連合静岡全組合員 20 万人のミニマム水準策定による賃金の底上げ、底支え活動「ミニマム水準（連合静岡全体集約データの第 1 十分位の水準）を下回るような賃金の労働者を無くす」ことを目指します。

項目	具体的な取組み
春闘要求水準 の策定	<p>○賃金把握・是正・管理の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別賃金分析プログラム（Ver. 4.0）を活用する。 ・ 賃金分析に活用する連合静岡集約データを作成する。（規模別・業種別） ・ 定期昇給相当額（賃金カーブ維持分）を策定する。 * 地域・業種・規模別の算出を目指す。 ・ 年齢別ミニマム額を策定する。 * 地域・業種・規模別の算出を目指す。 ・ 個別賃金分析プログラムの学習会を実施する。学習会については、中小労働委員会で協議し、効果的な開催方法を検討する。 ・ 組合自らが賃金調査し、賃金実態を把握することで、賃金水準の是正、賃金制度の整備、さらには賃金改定要求の際に役立てていく。 ・ 経営者団体への春闘要請時に個別賃金分析プログラムのPRを行う。 ・ 個別賃金分析プログラムを組織拡大や中小労組オルグ時に活用する。 ・ 個別賃金プログラムの更なるバージョンUPについても連合東海ブロック全体で検討を進めていく。 ・ 連合東海ブロック全体での個別賃金データ集約についても検討を進める。 ・ 個別賃金実態調査の調査報告書を作成し、ホームページに掲載することで、非正規労働者や未組織労働者への波及を図る。 ・ 「私の給料どれくらい」および「個別賃金実態調査報告書」につい

項目	具体的な取組み
	ては更なる周知を図り、地域ミニマム運動における個別賃金実態調査への理解活動につなげる。
経営者団体への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県経営者協会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会への要請を継続する。 ・商工会議所への要請についても検討を進める。
春闘集計	<ul style="list-style-type: none"> ・春闘生活闘争の要求・回答・妥結集約においては、構成組織（民間産別）傘下の全単組を対象に実施し、マスコミを通じて県下に周知を図る。 ・賃金のみならず、労働条件に関する協定の調査についても検討する。

② 労働環境整備の取組み

構成産別と連携し、中小労組の労働環境整備について支援を強化するとともに、未組織労働者の労働環境整備への効果的な波及を目指した取組みを行います。

項目	具体的な取組み
労働局及び労働基準監督署への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談の内容を踏まえ、法令順守の監督や相談対応の強化について要請を行う。 ・マスコミへの投げ込みを行い、報道機関を通じての発信に努める。
連合本部への課題発信	<ul style="list-style-type: none"> ・「春の労働相談ダイヤル」や「労働基準監督署への要請」を通じて、明らかになった課題を連合本部に発信していく。
中小労組支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小労組支援の施策として経営分析、労働協約、組合規約などについて中小労働委員会のなかで検討を進める。

③ 個別賃金実態調査の拡大に向けた調査・研究

「組合員 20 万人の賃金地図」の完遂に向けた運動推進の枠組みや手段について最適化を目指します。

6. 安全衛生活動の取組み

安全は全てに優先することから、安全衛生活動の取組みを継続して進め、労働災害・通勤災害の未然防止を図ります。

項目	具体的な取組み
活動の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の知識向上と静岡県労働局の安全衛生方針への反映および法改正への対応を重点に取組む。 ・安全衛生労使専門家会議委員の登録および積極的な参加により、県内の労災防止活動の推進に協力する。 ・安全衛生活動については、中小労組への支援、未組織労働者への波及を促すため、効果的な運動となるよう検討する。
ブロック・地協での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地協で開催している安全衛生活動への支援(講演テーマや講師の紹介等)を実施する。
その他の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正への対応など必要に応じた学習会を開催するとともに、他の委員会と連携した情報共有や情報発信を行う。

7. 法律相談の取組み

顧問弁護士による「無料法律相談」を、3ブロックごとに継続して実施します。

8. 部門連絡会の取組み

同業種による情報交換や共闘の強化、産業政策の確立と実現、未組織・未加盟の加盟促進など

について取組みを進めます。

III. 教育機能

労働運動の継承・強化・発展のために「人材育成」は必須です。働く人を取り巻く環境が大きく変化する中、労働運動を推進する上で最大の資源は「人」よりほかありません。連合静岡は働く人の視点に立ち、運動を推進する価値観を大切にしながら担い手を育成してまいります。一方で、ワークルールなどの労働教育の普及を推進するため、広く社会に向けてその必要性を周知することも必要です。国民運動に該当するメーデーや平和活動など世論喚起の取組みとあわせ、広報活動にも積極的に取り組んでまいります。

1. 国民運動

志を同じくする仲間の思いと力を、幅広く国民的課題や地域の課題に対して幅広く発揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していきます。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の思いを結集し、運動の力を高めていきます。

(1) 第91回、第92回メーデーの開催

かつてメーデーは、労働者の地位や労働条件の向上、権利拡大をはじめ、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求に深く貢献し、その役割を果たしてきました。現在は、それらの考え方を受け継ぎつつ、働く仲間とお互いをねぎらい、たたえ合いながら、家族や地域のみなさんにも楽しんでもらえるイベントとして開催しています。

今期もゴールデンウィークを中心にメーデーゾーンを設定し、各地協主催のメーデーを開催します。また連合静岡として各地協メーデーに参画し、組合員とその家族を含めた来場者に対し、連合静岡の活動PRや時勢の課題について情報発信を行ないます。

(2) 平和活動の取組み

私たちがめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現には、社会が平和で安定していることが大前提です。連合静岡は平和運動に積極的に取り組み、戦争のない世界と核兵器を廃絶した社会の実現に向けて連合本部主催の平和行動に取り組みます。

項目	具体的な取組み
平和4行動への参加	連合で取り組んでいる『平和4行動』に連合静岡も参加をすることで恒久平和の意識を高める。 ○平和行動 in 沖縄 (6月) ○平和行動 in 広島 (8月) ○平和行動 in 長崎 (8月) ○平和行動 in 根室 (9月) 地協への派遣要請以外に、執行委員枠、若手組合役員枠を設定し幅広く展開をする。
平和教育と周知活動	戦争の悲惨さを知り、平和の尊さについて考えるきっかけづくりの場を提供する。 ○平和行動を通じた教育 ・広島行動および長崎行動で献納する『折り鶴』作成の取組みを行う。 ・現地で開催する平和学習(ピースウォーク)に参加する。 ・原爆被爆者から当時の体験したことを直接聞く機会を設け参加する。 ○核兵器廃絶のとりくみ ・原爆パネル展の開催(年1回)

(3) 環境保全活動

本部方針を踏まえ連合静岡は、組合員やその家族が「身近なところから、できることから」をキャッチコピーとして、自らのライフスタイルの見直しをはじめとし、気候変動の「緩和」や「適応」の一助に資する自主的かつ積極的な行動に取り組む全国統一の運動「連合エコライフ21」を継続的に取り組んでいきます。

項目	具体的な取組み
「連合エコライフ21」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○意識啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネや環境・エネルギー問題に関する意識啓発に努める。 ・「連合エコライフ21」家族でできるエコな取り組みの紹介。 ○電力受給対策 <ul style="list-style-type: none"> ・クール・ビズおよびウォーム・ビズの取り組み。 ・ピークカットアクションの推進。 ○地協活動 <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンキャンペーンの実施。 ○森林保護活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「連合西部の森ぐりーんぱる」環境保全活動の推進。

(4) 社会貢献活動

私たちは、企業に働く者であると同時に、地域社会に暮らす一員であり『真に安心して働き続ける』ためには、支えあえる社会にしなければいけません。地域に役立つ、地域から頼りにされる存在を目指し、社会に貢献できる活動を積極的に取り組みます。

項目	具体的な取組み
『連合の森』	分収林を目的としている「連合の森」について、財政など現状の課題を調査・共有し、今後の方向性を定めていく。
連合・愛のカンパ	連合本部の愛のカンパ地域助成を活用し、地域のNPO団体を支援することで社会貢献活動を行なう。 <ul style="list-style-type: none"> ○地域助成団体の募集。 ○カンパ活動の展開。
フードバンクふじのくにの取り組み	「フードバンクふじのくに」の拠点づくりやフードドライブ等に対して積極的に協力する。また、構成組織や加盟単組への情報提供を行なう。 <ul style="list-style-type: none"> ○賛助会員の継続。 ○地区労福協との連携。 各種イベント（地協メーデーなど）におけるフードドライブの実施

2. 人材育成の取組み

連合静岡は、あらゆる運動の基盤に「人材育成」と「労働教育」が必要であると認識しています。2015年に連合本部が「教育活動および労働教育を推進するための指針」を策定したことを受け、これまでに内局における局ごとの学習会等の実施状況について整理を進めてきました。

私たちは、労働運動を推進する上で最大の資源は「人」であることに重きを置き、連合静岡としての人材育成・教育体系の構築を進めます。さらに働く人の視点に立って運動を推進する価値観を大切にし、運動の担い手として「行動力」「信念」「責任感」「連帯感」「チャレンジ精神」を持つ人材を育成します。

また昨今の労働紛争の増加やいわゆるブラック企業の社会問題化など労使双方のワークルールに関する知識の欠如に起因する労働問題が顕在化していることから、加盟組織だけでなく、すべての働く人を対象にワークルール検定の活用を促してまいります。

(1) 次代リーダー育成「連合未来塾」の取り組み

労働運動を未来へつなげるためには、次代を担うリーダーの育成が不可欠です。運動の活性化と次代を担う青年の交流・育成を目的とし、継続して連合未来塾を設置します。

未来塾では、加盟組織より募った塾生（定員 20 人）を対象に、リーダーに必要な「決断力」「発信力」「統率力」「傾聴」「社交性」などのスキルアップ研修を実施し『人間力』を高めるためのカリキュラムを設定します。また連合静岡に集う組合員 20 万人のスケールメリットを活かし、異産別・異業種交流を通じて塾生の新しいネットワークづくりも支援します。

未来塾は 10 期生まで継続することが決まっていますが、10 期以降の活動については、構成組織代表者および塾生経験者の意見を伺う中で 1 年かけて議論してまいります。

カリキュラム		期日・場所
開塾式	オリエンテーション	3月下旬 土曜日午後半日 静岡労働会館
Lesson1	チームビルディング研修 アサーティブコミュニケーション研修	4月中旬 一泊二日研修 開催場所未定
Lesson2	キャリアデザイン研修 非日常体験・三日坊さんの旅	5月中旬 一泊二日研修 袋井市可睡齋
Lesson3	総合型企画研修 プレゼンテーション研修	6月中旬 一泊二日研修 開催場所未定
グループ企画 プレゼンテーション	グループ企画プレゼンテーション	8月連合静岡執行委員会 静岡労働会館
連合が主催する 取組みへの参画	<ul style="list-style-type: none"> ○連合ユースラリー、全国青年委員長会議への参加 ○平和4行動への参加 ○連合静岡ユースフォーラム （未来塾 塾生ネットワークの構築を目的に、1～8 期生を対象とした研修の場を設定。NEXT 未来塾構想についても議論を行う。）	

※新たな年度の塾生募集は、10月の執行委員会にて開始する

(2) ワークルール周知の取組み

項目	具体的な取組み
ワークルール周知 の取組み	<p>労働者が働く上で最低限のワークルールを知ること、職場の無用なトラブルから身を守ることを目的に「ワークルール検定」の積極的な周知活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークルール検定 2020年秋から毎年 各都道府県で開催されることが決定していることから、連合本部および（一社）ワークルール検定協会と連携し、スムーズな会場設営と運営、受検者拡大に務める。 ○知っとくゼミナール ワークルール検定の時期にあわせ、一般の方を対象としたワークルール基礎講座を実施する。 ○Worker's Library の活用推進 Web システム Worker's Library は、掲載内容の信頼性確保を前提に、関連団体と連携しながら一般の方をはじめ、地協や構成組織、単組学習会での利活用を推奨していく。

3. 広報活動

一般の方を含め、労働運動や具体的な活動を広く知らせる事を目的に、広報活動に積極的に取り組みます。連合静岡が取り組む課題や情報が直接加盟組織や一般の方に届くことは活動の見える化につながります。そして運動の理解促進と参画意識の醸成、行動を促すきっかけにもなり、それは世論喚起にもつながります。

一方で、情報発信の活用を含めたマスコミ対応の工夫の他、SNSやWebを活用した情報発信など社会に向けた発信力の強化に取り組みます。

項目	具体的な取組み
ホームページとSNSの活用	<p>ホームページはSNSと連動させるなど、タイムリーな情報発信ツールとして活用する。また閲覧者の視点に立ち、欲しい情報を欲しいときに入手できるようなわかりやすいサイトを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧状況を把握し、よく見られるページ（労働相談コーナー）のスマホサイト化検討。 ・「連合静岡メイト」のウェブサイト抱合について、検討を開始する。 ○SNSの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・Facebook はホームページを連動させタイムリーな情報発信ツールとして活用する。また広く一般の方へ連合静岡の活動をPRできる他、認知度向上の観点で効果が期待できることから「友達」の拡大を進める。 ・Twitterの活用について検討する。 ○インターネット広告の活用 <ul style="list-style-type: none"> ホームページ（労働相談コーナー）への誘導を目的にインターネット広告を掲出している。引き続き、その時々テーマに合った広告を入れ替えながら対応していく。
かべしんぶん	<p>連合静岡の取組みを加盟組織に広く伝える役割を担うかべしんぶんは、活動の見える化に活用する。</p> <p>連合静岡や連合本部の取組みだけでなく、地協の活動や構成組織の取組みを紹介し、誰もがわかりやすい紙面づくりを心掛ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発行部数 3,000部/月（年12回）
認知度向上の取組み	<p>連合静岡の認知度を向上させることを目的に、あらゆるチャネルを用いた広報活動を行なう。また、対象ごとにアプローチ方法を工夫するなど、より効果的な方法を選択し、積極的に取組みをすすめていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新聞広告 <ul style="list-style-type: none"> 労働相談キャンペーンを中心に、年間を通じて静岡新聞アポフへの広告掲載を実施する。 ○電柱広告 <ul style="list-style-type: none"> 事務所までの「道案内」に特化し、現在静岡市内に5ヶ所、沼津市内に2ヶ所、浜松市内に1ヶ所の看板を設置している。これらは継続して活用する。 ○LWマガジン <ul style="list-style-type: none"> 組合員一人ひとりに直接届く貴重な情報発信ツールとして時事テーマに沿った記事を掲載し、連合静岡の広報物のひとつとして積極的に活用する。※発行総数25万部、年間4回発刊

項 目	具体的な取組み
働く仲間の意識調査	組合員ニーズ調査を目的とした「働く仲間の意識調査」は、連合静岡ホームページ内での実施の可否および具体的な実施方法について、検討を進める。

4. 連帯と協同による労働者自主福祉運動の推進

労働者自主福祉運動とは、“助け合い・支えあい”という協力原理の運動である。それは運動を通じ、労働者・家族の生活の向上と安定を図り、真に平和で豊かな暮らしを保障する社会を創ることです。

労働者自主福祉運動を連合静岡の運動の一部であると捉え、県労福協をはじめとした各事業団体（労働金庫・全労済・生協・福祉基金協会・勤信協）と継続して連携してまいります。

5. 国際交流

新たな中国浙江省総工会との交流協定に基づき、要請があった場合に訪日団を受入れし、以降は5年毎の交流に取り組めます。また、連合本部の要請に基づき取り組めます。